

* 大阪教区人権侵害防止委員会より *

教会の様々な活動にむけて

主の御名を賛美します。

秋も深まり、朝晩の冷え込みも本格化してまいりました。

教会でも伝道集会やバザー、クリスマスに向けての準備など、集会や委員会が活発に行われる時期ではないでしょうか。

そのような中で、より円滑に安心してコミュニケーションをとるために、人権侵害防止委員会では教会活性化のためのチェックリストのパート2を作りました。

答えは一つではありません。皆でチェックして、当てはまること、当てはまらないことについて、是非教会で話し合ってみてください。

こんな言動、当たり前になってませんか？

下記の事項をチェックしてみよう！～パート2～

①

会衆の面前で、牧師が大声で信徒を叱責しても、それは信徒の成長のためだから感謝すべきだ。

②

信徒間で、信仰歴や年齢などが若いと自分の意見を言うことは控えるほうがいい。

③

教師は、信仰歴の長い信徒などの言うことに黙って従わなければならない。

④

役員は教会員の代表として、信仰的指導を担う必要がある。

⑤

役員会は選ばれた役員が教会の運営を任されているのだから、他の教会員が口を出してはいけない。

⑥

礼拝は信仰生活の中心なので、子どもは礼拝中静かにさせておかなければいけない。

※裏面に考え方のヒントを載せています。話し合いの参考にしてください。

チェックリストの考え方のヒント

①

牧師の使命として信徒を指導することがありますが、それは相手を怯えさせたり辱めたりすることではありません。人が成長するのは認められた時であり、信仰が深まるのは神の愛を感じた時でしょう。公衆の面前での罵倒や叱責は、パワーハラスメントでもあり、教会への信頼を失わせる行為です。

②

キリスト者には、男も女もなく民族や国籍も関係ない、とは聖書にある通りです。しかし、年功序列や家父長制の残る日本社会では、教会内でも年齢や信仰歴、男女役割によって発言をしにくい雰囲気があるかもしれません。もし、そんな雰囲気を感じた時は、声を上げてくださったら嬉しいです。みんなでその雰囲気を改めていかなければなりません。

③

パワーハラスメントは信徒から牧師に向けても起こることがあります。信徒が、牧師に理不尽な要求をしたり、経験の浅い牧師や新任教職・女性教職などに対して高圧的に出たりする場合もないとはいえません。

④

役員は、教会規則によって選ばれた会衆の代表で教会の働き人ですが、上下関係ではなく互いに支え合う信仰の友でありたいものです。

⑤

役員会で決まったことは教会の決定として尊重されるべきものですが、教会規則から逸脱するような場合は、役員会に対して疑義を伝えることはあり得ます。

⑥

幼い子どもに静かにすることを強いることは、「その子どもにとって最もよいことであるかどうか」を、教会に集うみんなで考えていくことが大切です。静かにできない子どもは礼拝で受け入れられないことになれば、一緒に礼拝に出席をする家族にとってもしんどいことでしょう。すべての子どもを招かれているイエスさまの教えを実践できる礼拝の在り方を、守っていくことが必要です。

大阪教区人権侵害防止委員会